

日本比較内分泌学会会則

第1章 総則

- 第1条 本会は日本比較内分泌学会（Japan Society for Comparative Endocrinology）と称する。
- 第2条 本会の事務局は会長が指定して幹事会が承認する場所に置く。
- 第3条 本会は比較内分泌学の進歩をはかることを目的とする。
- 第4条 前条の目的を達成するため次の事業を行う。
1. 比較内分泌学に関する学術集会の開催
 2. 比較内分泌学に関する研究情報の蒐集と配布
 3. 比較内分泌学に関する研究者相互間の連絡、研究の促進及び国際交流
 4. その他本会の目的に必要な事業

第2章 会員

- 第5条 本会の会員を分けて次の3種とする。
1. 会員
 2. 賛助会員
 3. 名誉会員
- 第6条 会員は比較内分泌学会の研究に従事するもの、または関心を有するもので、幹事会の承認を得たものとする。
- 第7条 賛助会員は本会の趣旨に賛同する法人及びこれに準じたもので、幹事会の承認を得たものとする。
- 第8条 名誉会員は満75才以上の会員のうち、本会の目的に関連して、特に貢献のあったもの、会長を務めたもの、大会を開催したもの、または役員を10年以上務めたもので、幹事会が推薦し総会の承認によって決定される。
- 第9条 本会の会員及び賛助会員になろうとするものは、入会申込書にそれぞれ定められた会費を添えて申し込むものとする。
- 第10条 会員及び賛助会員は前年の12月末日までにそれぞれ定められた会費を納入するものとする。名誉会員からは会費の徴収は行わない。
- 第11条 会費の徴収額は総会で決定する。一般会員年会費は5,000円（ただし学生会員年会費は3,000円）、賛助会員年会費は50,000円とする。
- 第12条 退会を希望するものは、その旨を本会に通知し、もし会費に未納がある時は全納しなくてはならない。
- 第13条 本会の規約にそむく行為、または会費未納のあった時は幹事会及び総会の決議を経て除名できる。

第3章 役員及び委員

第14条 本会に次の役員をおく。なお、幹事または監事のなかに、会長代理を1名おき、会長に事故が生じたときや、その他の理由で辞任したときには、会長代理が、残任期間を任期として、会長の職務を代行する。

1. 会長 1名
2. 幹事 20名
3. 監事 2名

第15条 役員を選出規則は別に定める。

第16条 役員の任期は2年とし、連続3選を認めない。会長もこれに含まれる。

第17条 会長は本会を代表し、会務を統轄する。

第18条 幹事は会務を分担処理する。庶務、企画、広報、会計担当などの幹事をおく。

第19条 監事は本会の会計を監査する。

第20条 役員が職務の執行に耐えられないと認められるか、役員にふさわしくない行為があると認められる時は、幹事会及び総会の議を経て会長がこれを解任できる。

第21条 幹事会は必要に応じ各種委員会をおくことができる。委員は会長が任免する。

第4章 会議

第22条 会議は総会及び幹事会に分ける。

第23条 通常総会は毎年1回会長が召集し議長となる。会長が特に必要と認めたときは臨時総会を召集できる。また、会長は、会員の現在数の3分の1以上から会議に付すべき事項を示し、総会の召集を請求された時はすみやかに臨時総会を召集しなければならない。

第24条 総会は本会則に定めるものの他、次の事項を議決する。

1. 事業計画及び収支予算に関する事項
2. 事業報告及び収支決算に関する事項
3. その他本会の業務に関する重要事項で幹事会において必要と認めるもの

第25条 総会は会員現在数の10分の1以上の出席によって成立する。委任状は出席者とみなす。

第26条 総会の議決は本会則の別段に定める場合を除き、出席会員の過半数をもって決し、賛否同数の時は議長の決するところによる。

第27条 幹事会は会長及び幹事をもって組織し、3分の1以上から会議に付すべき事項を示し、請求された時に会長が召集する。幹事会の議長は会長があたる。

第28条 幹事会は本会則に定めるものの他次の事項を審議する。

1. 本会の事業及び運営に関する事項。
2. その他、本会の目的に関連し必要と認められる事項。

第5章 会計

第29条 本会の会計年度は毎年1月1日に始まり12月31日に終わるものとする。

第30条 本会の経費は会費、学術集会参加費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。但し、寄付金の受領の可否は幹事会で決める。

第6章 会則変更など

第31条 会則変更には幹事会の議を経て、総会で出席会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

第32条 本会則の実施に関し、疑義が生じた時、または会則にあげる以外に必要な事項が生じた時は幹事会が処理するものとする。

附則 本会則は昭和50年7月24日より実施する。

附則 第2条及び第11条を改正する。本改正は昭和55年6月15日より発効する。

附則 第11条を改正する。本改正は昭和56年1月1日より発効する。

附則 第14条を改正する。本改正は昭和57年7月23日より発効する。

附則 第2条を改正する。本改正は昭和60年1月1日より発効する。

附則 第16条を改正する。本改正は平成3年1月1日より発効する。

附則 第2条を改正する。本改正は平成3年11月21日より発効する。

附則 第11条を改正する。本改正は平成5年1月1日より発効する。

附則 第11条を改正する。本改正は平成7年1月1日より発効する。

附則 第2条を改正する。本改正は平成7年12月1日より発効する。

附則 第10条及び第16条を改正する。本改正は平成10年1月1日より発効する。

附則 第8条を改正する。本改正は平成11年12月1日より発効する。

附則 第2条を改正する。本改正は平成12年1月1日より発効する。

附則 第2条を改正する。本改正は平成20年4月1日より発効する。

附則 第16条を改正する。本改正は平成20年12月8日より発効する。

附則 第2条及び第14条を改正する。本改正は平成25年1月1日より発効する。

日本比較内分泌学会役員選出規則

- 第1条 会長は、候補者若干名を幹事会が推薦し、会員の郵便投票により選出する。
- 第2条 幹事は20名とする。そのうち16名は会員の郵便投票により選出し、残りの4名は会長が指名する。幹事の選挙権および被選挙権は会員登録に基づく。
- 第1項 会員登録
原則として入会の時に行い、氏名、所属機関とその所在地（または住所）、会員区分およびその他必要事項を登録票に記入する。
- 第2項 選挙のための会員区分
会員は登録に際し、次の3つの会員区分のうちのいずれか1つを選択する。
I. 動物学、植物学 II. 農学、獣医学、水産学
III. 医歯薬学、化学、物理学
- 第3項 選挙権
賛助会員を除くすべての会員が1票の権利を有する。
- 第4項 被選挙権
賛助会員および名誉会員を除くすべての会員がもつ。但し、会則16条に基づき被選挙権を失う会員を除く。
- 第5項 投票方法
会長および幹事の選出は、選挙管理委員会より配布された用紙を用いて郵便投票により行う。幹事の会員区分による投票は、投票者の登録した区分の中から候補者を選び、第7項に定める幹事の定数まで連記する。会員区分によらない投票は、区分にかかわらず候補者名を2名まで連記する。規定の数を超えて投票した場合は無効とする。
- 第6項 開票と集計
選挙管理委員会が行う。
- 第7項 選挙による幹事の定数の内訳
会員区分によって選出される幹事の定数は、区分別に次のように定める。ただし、各区分の会員数の増減に応じて、会長は定数を調節することができる。
I. 動物学、植物学 5名 II. 農学、獣医学、水産学 4名
III. 医歯薬学、化学、物理学 3名
会員区分によらず選出される幹事の定数は4名とする。
- 第8項 当選者の決定
会長候補者については、その得票数の最上位の者とする。会長代理候補者は、会長選挙における次点者とする。但し、次点者が幹事候補者ではない場合には、会長の指名

による幹事とする。また、次点者が幹事の任期を終えている場合には、会長の委嘱による監事とする。会員区分によって投票された幹事候補者については、その得票数の上位より各区分の定数までを当選者とする。会員区分によらず投票された幹事候補者については、会員区分によらない得票数と会員区分による得票数の合計を求め、その合計得票数の上位より定数までを当選者とする。会員区分の内外でともに当選した場合は、区分内での当選を優先する。得票同数の場合は年長者を当選者とする。

第9項 選挙管理委員会

選挙管理委員会は1名の委員長と2名の委員から構成される。すべての委員は会長が委嘱する。

第3条 監事は定数2名とし、会長が委嘱する。

第4条 選出された会長ならびにすべての幹事は、新年度より職務を引き継ぐが、その承認は選挙後の最初の総会において行う。

附則 本選出規則は昭和55年10月18日より実施する。

附則 第1条および第2条（第3項、第4項、第5項、第8項、第9項）を改正し、新たに第4条を加える。本改正は平成10年7月31日より実施する。

附則 第2条（第2項、第7項）を改正する。本改正は平成20年12月8日より実施する。

附則 第2条（第8項）を改正する。本改正は平成24年12月1日より実施する。